



弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

URYU & ITOGA <https://uryuitoga.com>

東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1丁目12番32号
アーク森ビル 36階

TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg. 36F 12-32, Akasaka 1-chome
Minato-ku, Tokyo 107-6036, JAPAN

TEL: 03-5575-8400 FAX: 03-5575-0800

中国から個人情報を越境移転するために締結する「標準契約」について（上）

1. はじめに
2. 本弁法定定の背景
3. 標準契約の締結による個人情報の越境移転が可能な場合
4. 標準契約の締結及び届出

弁護士 小林 幹雄¹

1. はじめに

2023年2月24日、中国の国家インターネット情報弁公室が「個人情報越境移転標準契約弁法」(以下「本弁法」)を公布しました。本稿及び次稿では、本弁法定定の背景及び本弁法の概要をご紹介します。

本弁法は、本文(全13条)及び付属書類「個人情報越境移転標準契約」で構成されます。

本弁法の施行日は、2023年6月1日です。なお、本弁法の施行前において既に展開した個人情報の越境移転活動が本弁法の規定に適合しない場合には、本弁法の施行日から6か月以内に是正を完了する必要があります(本弁法13条)。

2. 本弁法定定の背景

2021年11月1日に施行された「中華人民共和国個人情報保護法」(以下「個人情報保護法」)38条及び39条は、個人情報処理者が業務等の必要性に基づき、個人情報を中国国外に

¹ 執筆協力: 新山 祐美(弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所パラリーガル)

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2023

提供することが確実に必要である場合には、中国国外において個人情報処理者から個人情報を受領する組織又は個人(以下「国外受領者」)の名称等一定の情報を個人情報の主体に告知して個別同意を得ることに加えて、以下の各条件のいずれかを満たすことを要求しています。

- (a) 個人情報保護法 40 条の規定に基づき、国家インターネット情報部門の組織する安全評価²を経ること
- (b) 国家インターネット情報部門の規定に基づき、專業機構が行う個人情報保護認証³を経ること
- (c) 国家インターネット情報部門の制定した標準契約に従い、国外受領者との間で契約を締結し、双方の権利及び義務を約定すること
- (d) 法律、行政法規又は国家インターネット情報部門の規定するその他の条件

本弁法は、これらのうち(c)における「国家インターネット情報部門の制定した標準契約」(以下「標準契約」)の内容及び関連手続等を明らかにするものです。中国から個人情報の越境移転を受ける日本企業(例:自社の中国現地法人から、当該現地法人の従業員や顧客に関する個人情報の提供を受ける日本の親会社)は、個人情報保護に関する中国の他の法律法規と同様、本弁法の内容についても十分理解しておく必要があります。

3. 標準契約の締結による個人情報の越境移転が可能な場合

標準契約を締結することにより個人情報の越境移転が可能となるのは、以下の各状況に同時に該当する場合に限られます(本弁法 4 条 1 項)。

- (a) 基幹的情報基礎施設の運営者に該当しない
- (b) 処理する個人情報が 100 万人に満たない
- (c) 前年度の 1 月 1 日から起算して、国外に提供した個人情報が累計 10 万人に満たない
- (d) 前年度の 1 月 1 日から起算して、国外に提供したセンシティブ個人情報が累計 1 万人に満たない

上記各状況のいずれかに該当する場合には、標準契約を締結したことを根拠として個人情報を越境移転することはできず、上記「国家インターネット情報部門の組織する安全評価」(本稿 2.(a))を経た上で、個人情報を越境移転する必要があります⁴。

² 当該手続の内容は、2022 年 9 月 1 日施行の「データ越境移転安全評価弁法」が定めています。また、当該規定の施行に合わせて、国家インターネット情報弁公室が「データ越境移転安全評価申告ガイドライン(第一版)」を公表しています。

³ 当該制度の内容について、2022 年 11 月 4 日、国家市場監督管理総局及び国家インターネット情報弁公室が「個人情報保護認証の実施に関する公告」を発布しています。

⁴ 個人情報保護法 40 条が、「基幹的情報基礎施設の運営者」及び「処理する個人情報が国家インターネット情報部門の規定する数量に達する個人情報処理者」による個人情報の国外提供を認める条件として、上記「国家インターネット情報部門の組織する安全評価」を経ることを要求するためです。なお、「基幹的情報基礎施設」の定義は、2021 年 9 月 1 日施行の「基幹的情報基礎施設安全保護条例」2 条が、「国家インターネット情報部門の規定する数量」は、上記「データ越境移転安全評価弁法」4 条が、それぞれ規定します。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

4. 標準契約の締結及び届出

(1) 標準契約の締結

個人情報処理者及び国外受領者は、個人情報を越境移転するために標準契約を締結する場合、本弁法の付属書類である「個人情報越境移転標準契約」(以下「指定書式」)の内容に厳格に従って、標準契約を締結する必要があります。指定書式に含まれないその他の条項を当事者間で合意することも可能です⁵。ただし、当該その他の条項は、標準契約の内容と抵触することができません。なお、個人情報の越境移転は、標準契約の効力発生後に実施する必要があります(本弁法 6 条)。

(2) 標準契約の届出

個人情報処理者は、標準契約の効力発生日から 10 営業日以内に、所在地の省級インターネット情報部門に届出をする必要があります。なお、本弁法において、当該届出手続は、標準契約の効力発生要件ではありません。

上記届出時の提出書類として、標準契約及び個人情報保護の影響評価の報告書⁶が要求されています⁷(本弁法 7 条)。

(3) 留意点

上述の通り、標準契約の締結当事者は契約条項の内容を自由に定めることができず、指定書式の内容に基づき、個人情報処理者の義務、国外受領者の義務及び個人情報の主体の権利等について合意する必要があります(本稿 4.(1))。標準契約の締結当事者となる可能性のある日本企業は、予めこの点に十分留意することが望まれます。

((下)に続く)
(2023 年 4 月 7 日作成)

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。
(<https://uryuitoga.com/form>)

以上

⁵ これらの条項は、標準契約の付録 2「双方が約定するその他の条項(必要である場合)」に規定され、標準契約の構成部分となることが予定されています(指定書式前文)。

⁶ 個人情報処理者は個人情報の国外提供に先立ち、「個人情報処理者及び国外受領者による個人情報処理の目的、範囲、方式等の合法性、正当性、必要性」等の各種内容につき、個人情報保護の影響評価を行う必要があります(本弁法 5 条)。

⁷ 標準契約の有効期間内において、一定の状況(個人情報の国外提供の目的、範囲、種類、機微性の程度、方式、保存地点若しくは国外受領者の個人情報処理の用途、方式に変化が生じた、又は個人情報の国外保管の期限を延長した等、本弁法 8 条が規定する各種状況)に該当した場合には、個人情報処理者は個人情報保護の影響評価を改めて実施し、標準契約を補充又は改めて締結し、かつ、相応の届出手続をする必要があります(本弁法 8 条)。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2023